

**第54期（令和6年度）長野地方最低賃金審議会
本審、小委員会、専門部会の審議経過**

1 長野地方最低賃金審議会（本審）

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県最低賃金の改正決定(諮問) ・長野地方最低賃金審議会の運営 ・長野県最低賃金専門部会の構成 ・長野地方最低賃金審議会日程 ・関係労使からの意見聴取
2	7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・運営問題小委員会委員長報告 ・特定最低賃金検討小委員会委員長報告 ・関係労使からの意見聴取 ・地域別最低賃金額改定の目安(伝達)
3	8月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県最低賃金専門部会長報告 ・長野県最低賃金の審議 ・長野県最低賃金の改正決定(答申) ・特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性(諮問)
4	8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出(諮問) ・長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出(答申) ・長野県最低賃金専門部会の廃止 ・特定最低賃金検討小委員会委員長報告 ・特定最低賃金(2業種)の改正決定の必要性の有無(答申) ・特定最低賃金(2業種)の改正決定(諮問)
5	3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等(報告) ・長野県最低賃金の改正決定(答申)時の政府に対する要望の結果 ・特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明(令和7年度)

2 運営問題小委員会（7月16日）

運営問題小委員会運営規程、令和6年度長野地方最低賃金審議会の運営方針、関係労使からの意見聴取について審議が行われ、以下の結論となった。

- (1) 運営問題小委員会運営規程は、同運営規程(案)のとおり了承された。
- (2) 令和6年度長野地方最低賃金審議会の運営方針については、長野県最低賃金、特定最低賃金ごとに検討され「長野地方最低賃金審議会の運営について(報告)」のとおり取りまとめた上で、7月29日の本審において報告することとなった。取りまとめられた内容は以下のとおり。

ア 長野県最低賃金について

発効は、10月1日を目途に審議する。

関係労使からの意見聴取は、意見陳述により行う。

結審は、審議会令第6条第5項は適用しない。

イ 特定最低賃金について

発効は、原則、従来どおりとする。

第1回の専門部会は全業種の合同部会とする。

各専門部会は、3回を目途で結審とする。

結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。

3 特定最低賃金検討小委員会(第1回7月16日)

特定最低賃金検討小委員会運営規程、特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数、今後の審議の進め方について審議が行われ、以下の結論となった。

- (1) 特定最低賃金検討小委員会運営規程は、同運営規程(案)のとおり了承された。
- (2) 特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数等を確認の上、同適用使用者数・適用労働者数に関する報告書が承認となった。

計量器等製造業.....適用使用者数	1,290名、	適用労働者数	58,319名
はん用機械器具等製造業.....適用使用者数	1,617名、	適用労働者数	41,618名
各種商品小売業.....適用使用者数	48名、	適用労働者数	3,938名
印刷、製版業.....適用使用者数	300名、	適用労働者数	3,297名

4 特定最低賃金検討小委員会(第2回8月8日)

令和6年度特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議が行われ、以下の結論となった。

- (1) 令和6年度特定最低賃金の改正の必要性の有無について特定最低賃金(3業種)の「申出書」の審査結果について、特定最低賃金の改正等の要件、令和6年度申出書審査結果、特定最低賃金の改正申出状況の推移等を審議し、3業種いずれも改正の要件を満たすことが承認された。
- (2) 特定最低賃金(3業種)の改正の必要性の有無について審議した結果、計量器等製造業とはん用機械器具等製造業の2業種について、改正決定の必要性があることが承認され、8月21日の本審に報告することが承認された。

5 長野県最低賃金

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	7月3日	【第1回本審】 長野県最低賃金の改正決定(諮問) 長野県最低賃金専門部会の構成
2	7月16日	【運営問題小委員会】 運営問題小委員会運営規程、長野地方最低賃金審議会

		の運営方針(長野県最低賃金)
3	7月29日	【第2回本審】 地域別最低賃金額改定の目安(伝達) 運営問題小委員会報告、関係労使からの意見陳述
4	7月29日	【第1回長野県最低賃金専門部会】 長野県最低賃金専門部会運営規程、中央最低賃金審議会の審議状況、今後の審議の進め方
5	7月31日	【第2回長野県最低賃金専門部会】 改正審議
6	8月2日	【第3回長野県最低賃金専門部会】 改正審議
7	8月5日	【第4回長野県最低賃金専門部会】 改正審議後、採決し、結審(全会一致) 長野県最低賃金専門部会報告
8	8月5日	【第3回本審】 長野県最低賃金専門部会報告後、採決し、結審(全会一致)、 答申
9	8月21日	【第4回本審】 長野地方最低賃金審議会の意見(答申)について、長野県労働組合連合会、生協労連コープネットグループ労働組合及び一般社団法人長野県タクシー協会から異議申出があり、諮問を受けて審議した結果、答申のとおり決定することが適当であるとの結論に達し、その旨を答申した。

6 長野県最低賃金専門部会の審議及び本審での審議経過

- (1) 長野県最低賃金については、7月3日に改正決定の諮問を受け、同日の審議会本審において、長野県最低賃金専門部会に審議が付託され、4回の同専門部会の開催と関係労使からの意見陳述を行い、最低賃金法の趣旨、県下の経済雇用状況、賃金実態調査結果等に基づき、慎重に審議された。
- (2) 8月5日、第4回専門部会の審議において、労使の主張に隔たりがあるまま意見がまとまらず、公益見解により採決した結果、最終的に全会一致となり、現行の特定最低賃金を50円引き上げ、時間額998円とすることで結審した。
- (3) 8月5日、第3回本審の審議において専門部会報告を行い、採決した結果、全会一致で結審し、答申した。
- (4) 8月30日に官報公示され、以下の金額が10月1日に指定日発効となった。

長野県最低賃金 時間額 998円 5.27%引上げ(+50円、改正前948円)

7 特定最低賃金

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	7月16日	【運営問題小委員会】 長野地方最低賃金審議会の運営方針(特定最低賃金)
2	7月16日	【第1回特定最低賃金検討小委員会】 特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数 今後の審議の進め方
3	7月29日	【第2回本審】 運営問題小委員会報告 特定最低賃金検討小委員会報告
4	7月29日	特定最低賃金(3業種)について改正決定申出書の提出
5	8月5日	【第3回本審】 特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性(諮問)
6	8月8日	【第2回特定最低賃金検討小委員会】 特定最低賃金(3業種)の改正決定の必要性の有無
7	8月21日	【第4回本審】 特定最低賃金検討小委員会報告 特定最低賃金(2業種)の改正決定の必要性の有無(答申) 特定最低賃金(2業種)の改正決定(諮問)
8	9月18日	【第1回特定最低賃金専門部会(2業種合同)】 特定最低賃金専門部会運営規程、特定最低賃金に関する諮問 経緯、今後の審議の進め方、日程調整
9	9月24日	【第2回はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会】 改正審議
10	9月28日	【第2回計量器等製造業最低賃金専門部会】 改正審議
11	10月11日	【第3回はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会】 改正審議
12	10月11日	【第4回はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会】 改正審議、全会一致で結審(第6条5項適用)(答申)
13	10月15日	【第3回計量器等製造業最低賃金専門部会】 改正審議
14	10月16日	【第4回計量器等製造業最低賃金専門部会】 改正審議
15	11月1日	【第5回計量器等製造業最低賃金専門部会】 改正審議、全会一致で結審(第6条5項適用)(答申)

(1) はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会の審議経過

はん用機械器具等製造業最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において、はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会に審議が付託され、計4回の同専門部会を開催し審議が行われた。

10月11日、第4回専門部会の審議において双方が歩み寄った結果、全会一致となり、現行の特定最低賃金を49円引き上げ、時間額1,043円とすることで結審し、最低賃金審議会令第6条第5項により答申した。

11月12日に官報公示され、以下の金額が12月12日に法定発効となった。

はん用機械器具等製造業最低賃金 時間額 1,043 円 4.93%引上げ(+49円、改正前994円)

(2) 計量器等製造業最低賃金専門部会の審議経過

計量器等製造業最低賃金については、8月21日の審議会において改正決定の諮問を受け、同日の審議会において、計量器等製造業最低賃金専門部会に審議が付託され、計5回の同専門部会を開催し審議が行われた。

11月1日、第5回専門部会の審議において、労使の主張に隔たりのまま意見がまとまらず、公益見解により採決した結果、最終的に全会一致となり、現行の特定最低賃金を49円引き上げ、時間額1,032円とすることで結審し、最低賃金審議会令第6条第5項により答申した。

12月2日に官報公示され、以下の金額が令和7年1月1日に法定発効となった。

計量器等製造業最低賃金 時間額 1,032 円 4.98%引上げ(+49円、改正前983円)

長野県における最低賃金額改定の推移(引上額等)

【表1】

年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
長野県最低賃金	693	694	700	713	728	746	770	795	821	848	849	877	908	948	998
引上額	12	1	6	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	40	50
(目安額)	(10)	(1)	(4)	(12)	(15)	(18)	(24)	(25)	(26)	(27)	-	(28)	(31)	(40)	(50)
引上率	1.76	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	5.27
未満率	1.0	1.06	1.95	2.27	2.2	0.9	1.7	1.4	1.2	0.6	1.1	1.1	0.9	1.5	1.2
影響率	1.4	1.08	2.1	3.73	3.55	2.11	5.17	8.7	11.1	12.1	2.1	12.2	17.1	16.3	17.4

【表2】

年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計量器等最低賃金	783	785	790	798	810	823	837	854	872	892	894	916	945	983	1,032
引上額	6	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	49
引上率	0.77	0.26	0.64	1.01	1.50	1.60	1.70	2.03	2.11	2.29	0.22	2.46	3.17	4.02	4.98
未満率	7.96	8.90	9.93	9.1	7.4	9.6	11.8	11.3	11.8	10.2	11.6	4.7	5.8	8.6	7.3
影響率	8.90	9.31	12.26	10.7	12.7	18.8	14.18	18.6	16.9	17.1	13.0	11.0	12.6	19.5	16.7

【表3】

年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
はん用機械器具等最低賃金	794	796	801	809	821	834	848	865	883	903	905	927	956	994	1,043
引上額	5	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	49
引上率	0.63	0.25	0.63	1.00	1.48	1.58	1.68	2.00	2.08	2.27	0.22	2.43	3.13	3.97	4.93
未満率	2.73	3.01	2.55	6.3	4.5	1.8	6.2	7.5	9.7	7.8	8.8	5.3	4.4	6.3	8.5
影響率	3.08	3.08	2.63	8.1	4.7	2.90	7.81	12.4	12.2	12.8	9.4	8.5	8.4	9.6	12.1

【表4】

年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
各種商品小売業最低賃金	751	753	756	763	773	786	800	817	835	855	857	879	910	950	950
引上額	4	2	3	7	10	13	14	17	18	20	2	22	31	40	
引上率	0.54	0.27	0.40	0.93	1.31	1.68	1.78	2.13	2.20	2.40	0.23	2.57	3.53	4.40	
未満率	1.87	5.45	1.51	10.5	7.5	0.50	21.80	4.6	19.7	5.1	16.7	6.2	0.5	0.7	
影響率	4.06	5.92	2.03	18.5	24.4	1.20	24.88	15.1	27.7	9.0	16.7	16.8	39.4	29.3	

【表5】

年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
印刷、製版業最低賃金	746	747	747	747	747	747	781	809	827	850	850	850	850	850	850
引上額	3	1					34	28	18	23					
引上率	0.40	0.13					4.55	3.59	2.22	2.78					
未満率	1.24	7.11					4.40	2.1	3.9	1.3					
影響率	1.24	7.18					8.99	7.4	7.8	6.4					

- 注:表1～5とも 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。
 3 「未満率」及び「影響率」は、各年度ごとに算出された数値をそのまま使用しています。
 4 引上額等の「-」は、当該年度に金額改定がないものです。

令和6年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	ランク	目安額 【円】	改定額 【円】	改定前の額 【円】	引上げ額 【円】	目安差額 【円】	発効年月日
北海道	B	50	1010	(960)	50	±0	2024年 10月1日
青森	C	50	953	(898)	55	+5	2024年 10月5日
岩手	C	50	952	(893)	59	+9	2024年 10月27日
宮城	B	50	973	(923)	50	±0	2024年 10月1日
秋田	C	50	951	(897)	54	+4	2024年 10月1日
山形	C	50	955	(900)	55	+5	2024年 10月19日
福島	B	50	955	(900)	55	+5	2024年 10月5日
茨城	B	50	1005	(953)	52	+2	2024年 10月1日
栃木	B	50	1004	(954)	50	±0	2024年 10月1日
群馬	B	50	985	(935)	50	±0	2024年 10月4日
埼玉	A	50	1078	(1028)	50	±0	2024年 10月1日
千葉	A	50	1076	(1026)	50	±0	2024年 10月1日
東京	A	50	1163	(1113)	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162	(1112)	50	±0	2024年 10月1日
新潟	B	50	985	(931)	54	+4	2024年 10月1日
富山	B	50	998	(948)	50	±0	2024年 10月1日
石川	B	50	984	(933)	51	+1	2024年 10月5日
福井	B	50	984	(931)	53	+3	2024年 10月5日
山梨	B	50	988	(938)	50	±0	2024年 10月1日
長野	B	50	998	(948)	50	±0	2024年 10月1日
岐阜	B	50	1001	(950)	51	+1	2024年 10月1日
静岡	B	50	1034	(984)	50	±0	2024年 10月1日
愛知	A	50	1077	(1027)	50	±0	2024年 10月1日
三重	B	50	1023	(973)	50	±0	2024年 10月1日
滋賀	B	50	1017	(967)	50	±0	2024年 10月1日
京都	B	50	1058	(1008)	50	±0	2024年 10月1日
大阪	A	50	1114	(1064)	50	±0	2024年 10月1日
兵庫	B	50	1052	(1001)	51	+1	2024年 10月1日
奈良	B	50	986	(936)	50	±0	2024年 10月1日
和歌山	B	50	980	(929)	51	+1	2024年 10月1日
鳥取	C	50	957	(900)	57	+7	2024年 10月5日
島根	B	50	962	(904)	58	+8	2024年 10月12日
岡山	B	50	982	(932)	50	±0	2024年 10月2日
広島	B	50	1020	(970)	50	±0	2024年 10月1日
山口	B	50	979	(928)	51	+1	2024年 10月1日
徳島	B	50	980	(896)	84	+34	2024年 11月1日
香川	B	50	970	(918)	52	+2	2024年 10月2日
愛媛	B	50	956	(897)	59	+9	2024年 10月13日
高知	C	50	952	(897)	55	+5	2024年 10月9日
福岡	B	50	992	(941)	51	+1	2024年 10月5日
佐賀	C	50	956	(900)	56	+6	2024年 10月17日
長崎	C	50	953	(898)	55	+5	2024年 10月12日
熊本	C	50	952	(898)	54	+4	2024年 10月5日
大分	C	50	954	(899)	55	+5	2024年 10月5日
宮崎	C	50	952	(897)	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	C	50	953	(897)	56	+6	2024年 10月5日
沖縄	C	50	952	(896)	56	+6	2024年 10月9日
全国加重平均			1055	(1004)	51	+1	-



(写)

令和6年8月5日

長野労働局長
三浦 栄一郎 殿

長野地方最低賃金審議会
会 長 倉崎 哲矢



長野県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月3日付け長野労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会の「令和6年
度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデー
タにより比較したところ、令和4年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額908
円）は令和4年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添え
る。

さらに、長野県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、別紙
3のとおり、政府に対して強く要望する。

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間998円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 9 0 8 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年10月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 4 年度
- (3) 生活保護水準 (令和 4 年度)
生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の長野県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (94,993円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1 箇月換算額

$$908 \text{円} (\text{長野県最低賃金}) \times 173.8 (\text{一箇月平均法定労働時間数}) \\ \times 0.807 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 127,353 \text{円}$$

長野地方最低賃金審議会総意の政府に対する要望について

- 1 今年度の改正額は、特に中小企業・小規模事業者にとっては、原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、賃金支払能力の点で厳しいものであり、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が不可欠であるとともに、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。

- 3 下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

「政府に対する要望」に関する 長野労働局の事業者支援についての取組み

○政府に対する要望の概要

- 1 継続的に賃上げしやすい環境整備、生産性向上の支援、取引条件の改善
- 2 各種助成金の周知等の取組み、業務改善助成金の支援拡充
- 3 賃上げ原資の確保、価格転嫁に向けた環境整備

○長野労働局の事業者支援についての取組み

- 1 10月1日、JR長野駅前で実施した最低賃金改定額の街頭啓発において、会場に「事業者支援コーナー」を設置し、業務改善助成金担当（長野労働局雇用環境・均等室）令和6年1月から実施している長野県の業務改善助成金上乘せ補助制度担当、長野働き方改革推進支援センターの三者が連携して、ポスター掲示や支援策リーフレット配布を実施した。
- 2 JR長野駅前の大型ビジョンで、最低賃金額改定額と賃上げ支援策をセットで周知する動画を放映した。
- 3 10月1日のJR長野駅前街頭啓発後の長野労働局定例記者会見に、長野県産業労働部次長が出席して、長野県独自の業務改善助成金上乘せ補助制度について説明し、共同で最低賃金改定額の周知及び賃上げ支援策の周知、利用促進を広報した。
- 4 長野県知事、県内19市長、経済産業省関東経済産業局長との連名による価格転嫁、賃金引上げの要請書をあらゆる機会を捉えて配付しており、令和6年度は、約1万の事業場に対して配付し、価格転嫁、事業者支援措置の活用、賃金引上げを含めた労働環境の整備について要請を行った。（令和7年1月末時点）
- 5 別紙3の政府に対する要望については、審議会終了後、直ちに厚生労働省に情報を提供した。

10/1JR 長野駅前街頭啓発



開会式の様子（左から）長野県産業労働部 滝沢次長、長野労働局三浦局長、連合長野 根橋会長



開会式後のティッシュ配布の様子



事業者支援コーナーを設置（長野働き方改革推進支援センター、雇均室、長野県労働雇用課の各担当を配置）して、事業者支援策をPR



長野駅前ペDESTリアンデッキの横断幕



長野駅前大型ビジョンで朝夕、周知動画を放映

11/29 最低賃金ポスターデザインコンテスト表彰式



入賞者、関係者との記念撮影



長野労働局長賞受賞者との記念撮影

令和6年度 長野県最低賃金ポスターデザインコンテスト 長野労働局長賞

長野県の最低賃金 ちゃんと確認してる？



令和6年10月1日から

時間額

998 円

松本市 吉澤 佑樹さんの作品

計量器等製造業 最低賃金



1,032 円

時間額

令和7年1月1日発効

はん用機械器具等 製造業 最低賃金



1,043 円

時間額

令和6年12月12日発効

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは長野労働局または最寄りの労働基準監督署へ



長野労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金 最大600万円を助成

長野県の最低賃金

★必ずチェック! 働く人と雇う人のためのルールです★

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	 <p>長野県最低賃金は、 長野県内の事業場で働く 全ての労働者に適用され ます。</p>
長野県 最低賃金	998 円	令和6年 10月1日	

以下の産業で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

（それぞれの最低賃金の効力発生日にご確認ください。）

特定（産業別）最低賃金	時間額	効力発生日	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1,032 円 改正前 983円	令和7年 1月1日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,043 円 改正前 994円	令和6年 12月12日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く。）、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
各種商品小売業	998円	令和6年度の金額改正がないことから、令和6年10月1日から長野県最低賃金時間額998円が適用されます。		
印刷、製版業	998円			

それぞれの特定（産業別）最低賃金の適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務に該当する場合は、**長野県最低賃金が適用されます。**（適用業種、適用除外業種に係る日本標準産業分類の区分は、長野労働局ホームページをご確認ください。）

複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

技能実習制度における技能実習生は、特定（産業別）最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金を一定額以上に引き上げた中小企業・小規模事業者への支援制度として、「**業務改善助成金**」があります。

詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

長野労働局	検索	最低賃金とは・・・		業務改善助成金	
-------	----	-----------	--	---------	---

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は
長野労働局労働基準部賃金室（電話026-223-0555）へ

事業主各位

現下の雇用経済情勢等を踏まえた価格転嫁及び賃金引上げの御検討等について（要請）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

長野県内における消費者物価指数は、令和6年12月時点で長野市において、総合指数は、2020年（令和2年）を100として112.1となり、前月比は0.3%上昇しました。また、前年同月比は3.7%上昇し、40か月連続で前年同月を上回りました。生鮮食品を除く総合指数は111.2となり、前月比は0.2%上昇しました。また、前年同月比は3.2%上昇し、41か月連続で前年同月を上回りました。

また、長野県内における雇用情勢については、令和6年12月時点で有効求人倍率が1.29倍になるなど求人数が求職数を上回るいわゆる人手不足の現状にあります。

このような現下の物価高や人手不足等を背景として、令和6年の長野県内における春闘においては、6月30日現在で平均妥結額が平成5年以来となる9,000円台となるなど、高い水準の賃金の引上げがなされたところ です。

長野県におきましては、令和4年12月27日に、経営者団体、労働団体、国、市長会、町村会及び長野県が相互連携し、「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出し、価格転嫁・賃上げを推進する取組の促進を行うこととしております。

企業の皆様方におかれては、現下の県内における物価、雇用経済の状況や共同宣言の趣旨等を御理解いただくとともに、国や地方自治体における賃金の引上げに係る各種の支援措置等（別添参照）を御活用いただくことにより、本年のみならず、今後においても賃金の引上げを含めた労働環境整備の実現について御検討を行っていただくようお願い申し上げます。

また、その際には、非正規雇用労働者について、正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の観点等を踏まえた対応に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、企業間取引を行う企業の皆様方におかれては、相手方企業における労務費改善の観点からの価格転嫁の必要性にも御留意いただきますようお願い申し上げます。

長野県知事	阿 荻 臥 土 早 佐 金 三 小 白 伊 湯 牛 江 今 百 柳 小 花 太	部 原 雲 屋 出 藤 子 木 泉 鳥 藤 本 越 沢 井 瀬 田 川 岡 田	守 健 義 陽 一 正 俊 祐 隆 岸 清 修 利	一 司 尚 一 真 健 夫 博 孝 三 英 徹 生 敦 敬 二 一 夫 寛
長野市長				
松本市市長				
上田市市長				
岡谷市長				
飯田市長				
諏訪市長				
須坂市長				
小諸市長				
伊那市長				
駒ヶ根市長				
中野市長				
大町市長				
飯山市市長				
茅野市長				
塩尻市長				
佐久市長				
千曲市長				
東御市長				
安曇野市長				

経済産業省関東経済産業局長	佐 合 達 矢
厚生労働省長野労働局長	三 浦 栄 一 郎

令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和6年12月31日時点

	令和6年									令和7年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	25	17	27	52	179	501	53	63	88	0	0	0	1,005
02 青森	4	14	10	21	27	116	41	5	8	0	0	0	246
03 岩手	9	12	15	7	31	68	105	15	15	0	0	0	277
04 宮城	8	5	6	13	53	172	22	18	12	0	0	0	309
05 秋田	1	6	0	10	17	80	7	6	12	0	0	0	139
06 山形	2	11	6	9	25	67	62	6	5	0	0	0	193
07 福島	8	7	33	18	50	249	44	28	19	0	0	0	456
08 茨城	9	18	16	21	69	139	17	10	25	0	0	0	324
09 栃木	7	11	14	27	67	112	26	23	22	0	0	0	309
10 群馬	7	5	13	19	28	102	33	8	31	0	0	0	246
11 埼玉	14	12	21	43	72	215	32	37	80	0	0	0	526
12 千葉	5	17	25	27	68	163	38	27	52	0	0	0	422
13 東京	60	50	54	86	195	447	85	107	362	0	0	0	1,446
14 神奈川	13	26	25	40	114	235	31	36	72	0	0	0	592
15 新潟	10	15	26	34	55	183	15	15	15	0	0	0	368
16 富山	4	8	6	16	26	81	20	19	17	0	0	0	197
17 石川	10	4	9	9	28	109	30	11	15	令和5年12月末時点 217件 対前年度 67.7%増			225
18 福井	7	4	13	20	47	213	29	9	9				351
19 山梨	4	5	11	7	29	48	14	17	14				149
20 長野	6	12	18	26	57	164	19	31	31	0	0	0	364
21 岐阜	12	22	19	32	83	247	27	28	16	0	0	0	486
22 静岡	15	19	34	41	88	347	30	19	28	0	0	0	621
23 愛知	49	51	62	93	270	777	89	81	120	0	0	0	1,592
24 三重	6	10	12	16	43	215	14	17	23	0	0	0	356
25 滋賀	11	10	24	17	43	173	17	10	23	0	0	0	328
26 京都	11	18	16	23	40	240	22	22	38	0	0	0	430
27 大阪	59	69	89	107	340	712	93	87	173	0	0	0	1,729
28 兵庫	29	18	59	62	222	370	45	38	60	0	0	0	903
29 奈良	4	8	8	19	59	83	18	8	23	0	0	0	230
30 和歌山	9	8	8	16	34	147	15	13	17	0	0	0	267
31 鳥取	9	7	12	8	15	137	23	9	7	0	0	0	227
32 島根	9	8	5	6	15	85	36	10	8	0	0	0	182
33 岡山	18	18	22	25	68	204	14	5	23	0	0	0	397
34 広島	20	13	23	25	89	257	23	16	23	0	0	0	489
35 山口	7	5	13	11	84	142	32	19	31	0	0	0	344
36 徳島	5	3	7	14	24	79	292	24	11	0	0	0	459
37 香川	5	20	6	26	38	182	16	17	13	0	0	0	323
38 愛媛	6	14	1	15	25	109	76	11	14	0	0	0	271
39 高知	7	4	7	11	19	116	32	6	8	0	0	0	210
40 福岡	21	25	26	50	102	406	155	50	61	0	0	0	896
41 佐賀	9	2	9	9	26	94	107	12	18	0	0	0	286
42 長崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	0	0	0	249
43 熊本	5	24	10	15	27	178	51	28	25	0	0	0	363
44 大分	3	10	10	30	33	185	46	28	16	0	0	0	361
45 宮崎	5	6	15	11	21	88	21	7	13	0	0	0	187
46 鹿児島	7	3	11	12	16	118	22	10	10	0	0	0	209
47 沖縄	8	30	13	15	32	109	75	43	73	0	0	0	398
合計	569	689	888	1,224	3,108	9,350	2,191	1,123	1,795	0	0	0	20,937

令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表（交付決定件数累計）

令和6年12月31日時点

	令和6年									令和7年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	0	69	56	21	57	36	5	11	551	0	0	0	806
02 青森	20	6	10	11	13	19	4	12	110	0	0	0	205
03 岩手	16	18	11	8	8	14	9	10	113	0	0	0	207
04 宮城	24	17	13	25	5	5	23	15	53	0	0	0	180
05 秋田	19	2	4	2	2	10	8	6	79	0	0	0	132
06 山形	0	18	14	21	4	17	8	10	76	0	0	0	168
07 福島	26	14	15	27	13	10	11	14	173	0	0	0	303
08 茨城	6	28	21	23	14	7	12	12	151	0	0	0	274
09 栃木	27	26	9	17	3	14	15	13	58	0	0	0	182
10 群馬	11	15	22	14	7	14	9	14	79	0	0	0	185
11 埼玉	35	58	33	30	16	32	20	20	134	0	0	0	378
12 千葉	1	26	41	38	28	19	21	14	88	0	0	0	276
13 東京	15	74	68	81	60	71	36	21	359	0	0	0	785
14 神奈川	15	24	54	70	46	26	28	28	165	0	0	0	456
15 新潟	40	20	19	26	8	8	12	14	201	0	0	0	348
16 富山	18	4	9	7	20	6	6	13	105	0	0	0	188
17 石川	39	18	19	7	21	7	9	10	114	令和5年12月末日現在 153件 対前年度 69.3%増			244
18 福井	4	22	11	13	6	11	8	18	148				241
19 山梨	10	7	10	6	4	9	8	6	25				85
20 長野	2	18	16	27	19	15	7	8	147	0	0	0	259
21 岐阜	8	17	26	20	11	11	13	8	232	0	0	0	346
22 静岡	89	62	50	45	30	22	24	30	209	0	0	0	561
23 愛知	1	19	67	157	36	30	29	38	329	0	0	0	706
24 三重	4	14	5	17	11	12	7	9	164	0	0	0	243
25 滋賀	6	22	28	20	15	10	24	12	51	0	0	0	188
26 京都	34	39	26	22	16	21	19	25	107	0	0	0	309
27 大阪	52	148	127	88	65	42	42	41	511	0	0	0	1,116
28 兵庫	3	26	49	70	50	36	71	14	368	0	0	0	687
29 奈良	17	13	16	18	5	9	9	15	109	0	0	0	211
30 和歌山	7	5	15	9	9	12	15	6	76	0	0	0	154
31 鳥取	0	25	10	14	7	2	9	9	53	0	0	0	129
32 島根	5	3	14	3	5	13	6	11	74	0	0	0	134
33 岡山	0	9	22	16	17	15	16	24	36	0	0	0	155
34 広島	13	33	19	31	14	13	17	13	178	0	0	0	331
35 山口	30	14	7	13	7	16	4	8	122	0	0	0	221
36 徳島	3	3	9	9	11	7	5	6	63	0	0	0	116
37 香川	9	5	24	15	15	18	9	9	205	0	0	0	309
38 愛媛	33	24	17	8	9	10	9	15	141	0	0	0	266
39 高知	15	6	3	4	10	5	12	6	60	0	0	0	121
40 福岡	39	61	57	83	38	15	49	51	174	0	0	0	567
41 佐賀	30	12	6	15	8	8	2	5	66	0	0	0	152
42 長崎	4	5	15	21	7	5	9	9	143	0	0	0	218
43 熊本	32	33	24	25	12	27	28	21	57	0	0	0	259
44 大分	34	40	12	6	4	12	15	17	118	0	0	0	258
45 宮崎	13	5	7	9	13	10	5	3	64	0	0	0	129
46 鹿児島	10	19	13	9	5	10	6	11	49	0	0	0	132
47 沖縄	0	37	21	22	0	23	14	24	78	0	0	0	219
合計	819	1,183	1,144	1,243	784	764	727	709	6,766	0	0	0	14,139

中小企業・小規模事業者の 賃上げと設備投資を 国と県がサポート!



国からの助成金600万円+長野県の補助金120万円で

最大

720万円の

補助が受けられます!!

生産性向上に資する
設備投資等を実施

事業場内最低賃金を
30円以上引き上げ

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

国の助成金(業務改善助成金)支給条件

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇・賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

県の補助金(長野県中小企業賃上げ・ 生産性向上サポート補助金)支給条件

- 長野県内に事業場があること
- 令和6年1月1日以降に長野労働局に業務改善助成金の交付申請を
行い、令和7年2月28日までに交付額確定及び支給決定通知を受けていること
- 以下の宣言をいずれも行っていること

県「社員の子育て応援宣言」

国「パートナーシップ構築宣言」

社員の子育て応援宣言



さらに! 長野県内に事業所がある場合…
国の支給決定額の
10分の1を上乗せ支給
「職場いきいきアドバンスカンパニー」等
認証制度取得企業は**10分の2**(最大120万円)

申請の流れ

1

長野労働局に
申請書等を提出

※申請期限 2024(令和6)年12月27日

「業務改善助成金」
交付決定

2

計画に沿って
事業実施し結果報告

※事業完了期限 2025(令和7)年1月31日

「業務改善助成金」
交付額決定及び
支給決定通知

※令和7年2月28日までに通知受領

3

長野県に交付申請書等
必要書類を提出

※国交付額確定通知から3ヶ月以内or令和7年3月10日まで

補助金支給

中小企業・小規模事業者とは

以下のAまたはBの要件を満たす事業者のことです

	小売業・飲食店など	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業	小売業・飲食店など	5000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業・宿泊業・医療・福祉・複合サービス事業など	5000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業・林業・漁業・建設業・製造業・運輸業・金融業など	3億円以下	300人以下

助成上限額について

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

*10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる対象になります。

特例事業者とは

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。
 なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
②物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です

②物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。

- ※生産性向上に資する設備投資等のうち、
- ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
 - ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

お問い合わせはこちらから

長野県物価高騰・人手不足対策業務改善事業(Bizサポ)とは、県内企業の人材不足に対応するため、業務改善支援員を設置し、持続的な賃上げや生産性向上を促進する事業です。企業等の訪問による支援、賃上げ・生産性向上研修会開催のほか、県補助金申請まで伴走型支援を行います。どうぞお気軽にお問合せください。

長野県賃上げ・業務改善支援センター



050-2000-7065

長野県賃上げ・業務改善支援センター(長野県Bizサポ)(受付時間 平日 9:30~17:30)
 長野市南千歳1-12-7新正和ビル6F 松本市深志2-5-2県信深志ビル4F ※当事業は長野県より委託を受け、アデコ株式会社が運営しています。

ADE.JP.naganobizsapo@jp.adecco.com

https://bizsapo-nagano.jp

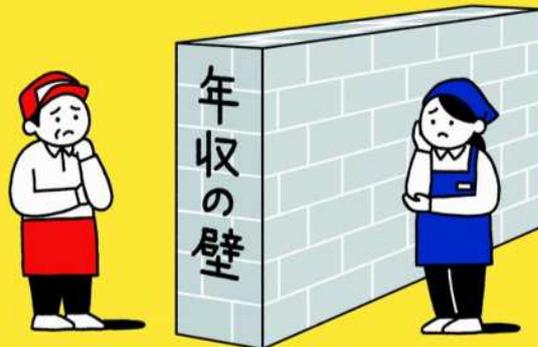


年収の壁対策として 労働者1人につき**最大50万円**助成します！

キャリアアップ助成金

労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
・社会保険に加入することで処遇改善につながる。

事業主の皆様への
人手不足の解消へ！



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media_relations/commercials/202312/video-270966.html)

2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円 (注)
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、**本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。**

※ 本助成金については、**2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。**

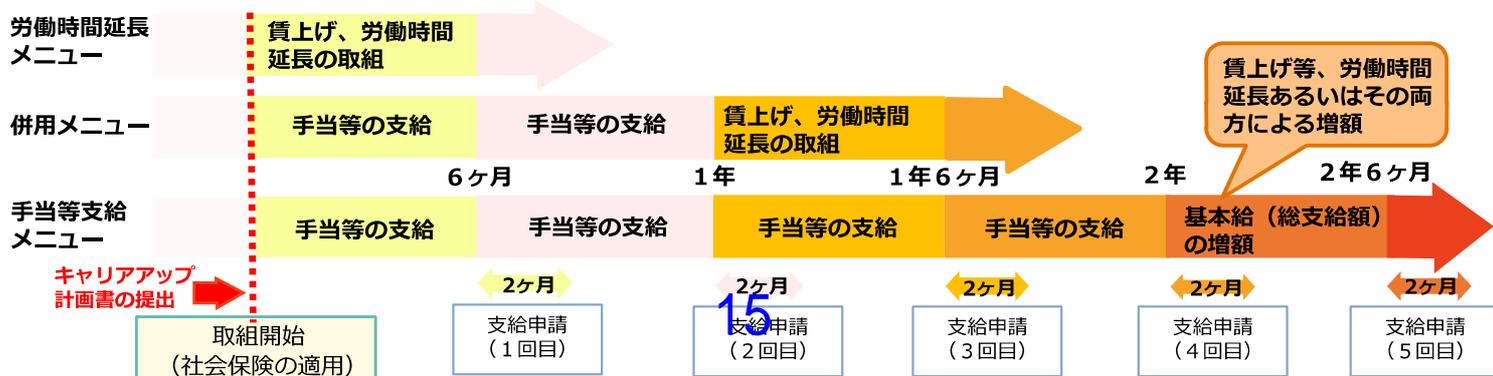
(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
 ※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。
 (上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

※ **キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。**（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。）



対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

※¹ 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。

※² 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。

※³ 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

○ キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

○ 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先は

○ 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



【参考】令和7年度概算要求における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部 = R7要求における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【22億円】

拡充

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
➢ 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編、支援時期等の見直し重点化

働き方改革推進支援助成金 【70億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成
➢ 現行の賃上げ率3%、5%の場合に加え、7%の場合の助成強化

人材開発支援助成金 【620億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成
➢ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース） 【4億円】

拡充

雇用管理改善につながる制度等（賃金規程・諸手当等制度や人事評価制度等）を労働協約・就業規則を作成・変更することにより導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成
➢ 雇用管理制度助成コースを令和7年度から再開する際、人事評価改善等助成コース（※）を統合の上、賃上げ（5%）を実現した場合の加算を導入

（※）人事評価制度を整備、年功のみによらない賃金制度を設ける事業主への助成

正規・非正規の格差是正への支援

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

拡充

【633億円】

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも3%以上の賃上げを行った場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
➢ 賃金規定等改定コースにつき、賃上げ率の新たな区分を設定（2区分→4区分、賃上げ率6%以上の場合はさらに引き上げ）、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

【35億円】

- ◆ 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、離職後3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れたうえで、雇入れ前の賃金と比して5%以上上昇させた事業主に対して助成
- ◆ 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、①中途採用率を一定以上向上させた場合、②中途採用率を一定以上向上し、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ、当該45歳以上の者全員の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比して5%以上上昇させた場合のいずれかを満たした場合に助成

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【137億円】

- ◆ 就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定した上で、賃金引上げ（雇入れ日から3年以内に5%以上）を行う事業主に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース） 【27億円】

- ◆ 労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際又は出向開始1年後等の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対し、出向中の賃金の一部を助成

17

※ 生産性向上に資する設備投資への支援の在り方については、労働保険特別会計での助成を含め、予算編成過程において検討し、必要な見直しを行う。

価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査の結果を公表します

2024年11月29日

▶ 中小企業・地域経済産業

中小企業庁では、毎年3月と9月の「価格交渉促進月間」に合わせ、受注企業が、発注企業にどの程度価格交渉・価格転嫁できたかを把握するための調査を実施しています。2024年9月時点の調査の結果、

(1)発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた割合は、前回から約2ポイント増の28.3%で、価格交渉できる雰囲気は更に醸成されつつあります。

(2)価格転嫁率は49.7%で、コストの増額分を全額価格転嫁できた企業の割合が増加しました。

そのほか、価格転嫁に関する発注側企業による説明状況や、サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況、官公需における価格交渉・価格転嫁の状況についても初めて調査を行いました。中小企業庁としては、一層の価格交渉・価格転嫁の推進、取引適正化の推進に向け、関係省庁と連携しながら、様々な対策に粘り強く取り組んでいきます。

1. 「価格交渉」、「価格転嫁」、「価格交渉促進月間」とは

「価格転嫁」とは、モノやサービスを製造・提供する際にコストが膨らんだとき、その上昇分を価格に反映することです。そして、その「価格転嫁」に先立って行われるのが、発注者・受注者間で行われる「価格交渉」であり、この2つはクルマの両輪と言えます。

価格の改定は、半期に一度、4月と10月に行う企業が比較的多いことから、中小企業庁では、その前月である3月と9月を、「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉・価格転嫁の促進のため、広報や講習会、フォローアップのための調査を行っています。

2. 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

2024年9月の「価格交渉促進月間」において、中小企業の取引状況を正確に把握するため、(1)アンケート調査と、(2)下請Gメンによるヒアリングを実施。

(1) アンケート調査

中小企業を対象に、主な発注企業との間で、どの程度価格交渉・価格転嫁が行われたかを問うアンケート調査を実施。

- 配布先の企業数：30万社
- 調査期間：2024年9月25日から11月11日
- 回答企業数：51,282社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ54,430社）

主な質問項目

- 主な発注企業との価格交渉・価格転嫁の実施状況
- 労務費についての価格交渉の状況
- 価格転嫁に関する発注企業による説明の状況
- 該当取引における自社の取引階層と価格転嫁の実施状況
- 賃上げと価格転嫁の実施状況

(2) 下請Gメンによるヒアリング

発注側の企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

- 調査期間 2024年10月21日から12月中旬（予定）
- ヒアリング件数 約2,000社（予定）

3. 調査結果

結果の概要は、以下のとおりです。

- 発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた割合が増加するなど、価格交渉できる雰囲気は更に醸成されつつある傾向です※。
- 価格転嫁率は49.7%でした。コストの増額分を全額価格転嫁できた企業の割合が増加しましたが、「転嫁できた企業」と「できない企業」とで二極化が明らかとなっています※。
- 価格交渉が行われた企業のうち、7割超が「労務費についても価格交渉が実施された」と回答しました。
- 価格交渉が行われたものの、コスト上昇分の全額の価格転嫁には至らなかった企業のうち、発注企業から価格転嫁について、「納得できる説明があった」と回答した企業は約6割でした。今後も発注企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する受注企業への十分な説明も求めています。
- サプライチェーンの段階と価格転嫁の関係については、受注企業の取引階層が深くなるにつれて、価格転嫁の割合が低くなる傾向がみられました。
- 賃上げ率については、価格転嫁ができていく割合が高いほど、受注企業の賃上げ率も高い傾向がみられました。

（※）「価格交渉不要」「価格転嫁不要」の回答を除いた場合の割合。

価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査の結果 

4. 今後のスケジュール（予定）

- 2月上旬目途：発注企業ごとの価格交渉・価格転嫁の評価を記載したリストの公表
- リスト公表後：評価が芳しくない企業に対する、所管大臣名による指導・助言

5. 関連リンク

[価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果（中小企業庁）](#) 

担当

中小企業庁 取引課長 鮫島

担当者：川森、佐藤、小林

電話：03-3501-1511（内線 5291～2）

メール：bzl-s-chuki-torihiki★meti.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。

適切な価格転嫁に向けた取組

- ・中小企業庁では、下請中小企業が適切な価格転嫁を実現できるよう、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、取引環境の整備に向けた取組を行っています。
- ・関東経済産業局では、より現場に近い組織として、下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査結果の周知、講習会や相談窓口のご案内、パートナーシップ構築宣言の普及・促進、生産性向上に向けた各種支援策のご紹介等の取組を行っています。

価格交渉促進月間フォローアップ調査

9月と3月の「月間」終了後に、交渉・転嫁の状況についてフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業種別の結果・順位、下請事業者の生声、親事業者の交渉・転嫁の状況等を公表しています。また、交渉・転嫁の状況が芳しくない親事業者に対する指導・助言を行う他、価格交渉力向上に向けた講習会（オンライン・対面）も開催しています。

令和6年3月結果

全く転嫁できず
19.8%

⑦1.2%

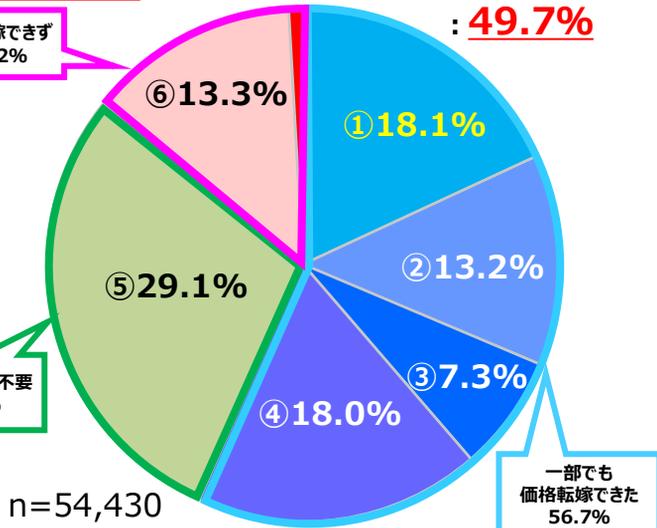
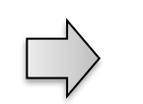
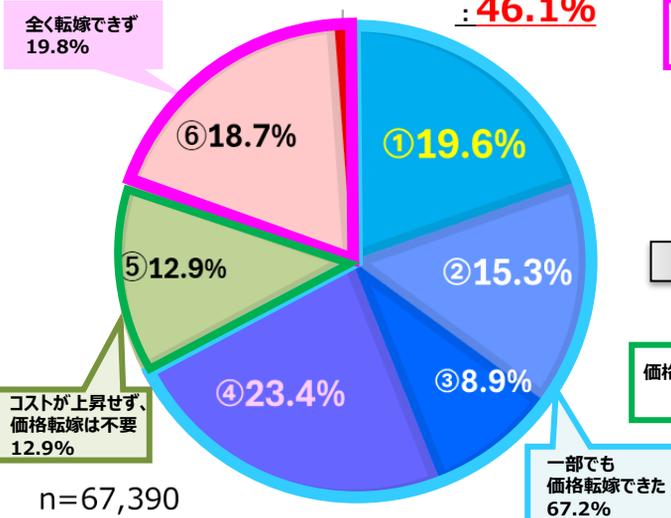
転嫁率（コスト全体）
: **46.1%**

令和6年9月結果

全く転嫁できず
14.2%

⑦0.9%

転嫁率【コスト全般】
: **49.7%**



調査結果・企業
リストの公表につ
いては[こちら](#)



価格交渉講習
会のお申込み
は[こちら](#)



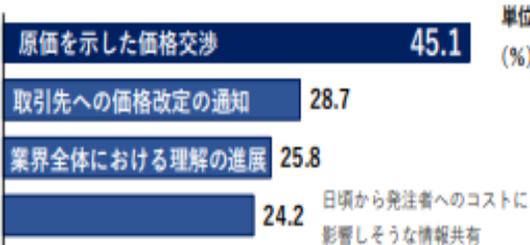
問. 直近 6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



価格転嫁サポート窓口

中小企業の交渉力向上を支援するため、2023年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、価格交渉に関する基礎的な知識や、原価計算手法の習得支援を行っています。

価格転嫁ができた理由（複数回答）

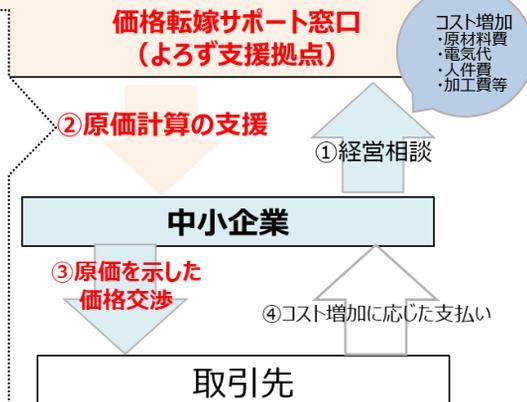


価格転嫁できた企業の多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。

(出典) 株式会社帝国データバンク資料
(2023/2/9 特別企画:
価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート)

<価格転嫁サポート窓口の支援イメージ>

- ・原価管理に係る**基礎支援**
原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。
- ・製品原価算出に係る**実践的な提案**
個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法**等を提案。



全国のよろず支援
拠点窓口は[こちら](#)



価格交渉ハンドブック
は[こちら](#)



パートナーシップ構築宣言

サプライチェーン全体の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進及び実効性向上に取り組んでいます。宣言企業は、国や地方自治体におけるいくつかの補助金で加点を受けることができます。

「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は事業者がサプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
(参考) 2024年3月29日時点の宣言数 43,750社 (うち、資本金3億円超の大企業 2,077社)
2024年10月4日時点の宣言数 55,065社 (うち、資本金3億円超の大企業 2,559社)

宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

宣言!

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

親会社・発注者

望ましい取引慣行

パートナーシップ構築宣言ポータル
サイトでは、宣言に関する様々な
情報をご確認いただけます。

(ポータルサイトトップページ)

- ・補助金加点等の優遇措置
- ・各都道府県における取組
- ・宣言企業の取組事例集
- ・宣言方法 等



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

原材料費に比べ転嫁が難しいとされる「労務費」についての価格転嫁を進めるため、発注者・受注者双方の立場における行動指針を定めたものです。《2023年11月29日 内閣官房・公正取引委員会より公表》
価格交渉し易いよう、労務費・原材料費・エネルギーコストを分けて交渉するための「価格交渉フォーマット」もご活用いただけます。他、価格交渉する際の根拠資料の材料となる公表資料（最低賃金の上昇率等）について、中小企業庁HPに集約して掲載されています。

12の行動指針

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】本社（経営トップ）の関与
- 【行動②】発注者側からの定期的な協議の実施
- 【行動③】説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 【行動④】サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 【行動⑤】要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 【行動⑥】必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】相談窓口の活用
- 【行動②】根拠とする資料
- 【行動③】値上げ要請のタイミング
- 【行動④】発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者双方が採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】定期的なコミュニケーション
- 【行動②】交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

労務費・原材料費・エネルギーコスト
上昇の根拠となる公表資料について
は[こちら](#)（中小企業庁HP）



指針の詳細や価格交渉フォーマット、
説明動画の視聴については[こちら](#)
（公正取引委員会HP）



- ・ 関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）を行政区域としています。
- ・ 関東経済産業局の政策にご関心がある方、その他の各種支援策を詳しく知りたい方は[当局的ホームページ](#)をご確認ください。当局のX（旧Twitter）では報道発表や補助金の公募情報、イベント情報などを発信しています。

HP



X（旧Twitter）



〈価格転嫁に関するお問合せ先〉

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関東経済産業局 産業部 適正取引推進課
TEL：048-600-0325

2025年 2月 5日

長野労働局
局長 三浦 栄一郎 殿



特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連合会
会長 根橋 美津



長野県最低賃金対策委
委員長 山口 正



《意向表明者》

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・
回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、
眼鏡製造業最低賃金対策委
委員長 山口 正



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明
します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

2. 申出の理由等

長野県内の計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、同種の基幹労働者について特定最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出の時期

2025年7月下旬まで

以上

2025年 2月 5日

長野労働局
局長 三浦 栄一郎 殿



特定最低賃金の金額改正に関する意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連
会 長 根橋 美津人



長野県最低賃金対策委員
委員長 山口 正巳



《意向表明者》

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会

委員長 齋藤 政彦



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

2. 申出の理由等

長野県内のはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業においては、同種の基幹労働者について特定最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出の時期

2025年7月下旬まで

以上

2025年 2月 5日

長野労働局
局長 三浦 栄一郎 殿



特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

日本労働組合総連合会 長野県連合会
会長 根橋 美津人



長野県最低賃金対策委
委員長 山口 正



《意向表明者》

長野県各種商品小売業最低賃金対策
委員長 斉藤 直



特定最低賃金の金額改正について、《意向表明者》は下記のとおり申し出ることを表明
します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

2. 申出の理由等

長野県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の
3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出の時期

2025年7月下旬まで

以上

長野地方最低賃金審議会会議公開要綱

- 第1条 この要綱は、長野地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し長野地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。
- 第2条 会議の公開又は非公開の決定は運営規程及び部会運営規程に基づき、審議会等において行う。
- 第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の14日前（審議会日程により、異なる場合もある。）に、長野労働局において掲示する。
- 第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（審議会日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みものとする。
- 2 介助者が必要な場合には、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。
- 第5条 傍聴者は、原則として5名以下とする。
- 2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。
 - 3 抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。
 - 4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。
- 第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。
- 第7条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。
- 2 傍聴人は、審議会等開始の10分前までに来場し、入場については会長等の指示によるものとする。
 - 3 傍聴人には、審議会等傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第 8 条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長乃至部会長から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、会長乃至部会長から退去命令を発出する。

3 退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第 9 条 審議会等の会議を公開する場合には、第 4 条及び第 5 条の規程にかかわらず、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

審議会等の公開・非公開について

本別紙は、平成 23 年 6 月 20 日付で長野県地方最低賃金審議会運営問題小委員会委員長から提言し、平成 23 年 7 月 4 日に開催された第 48 期長野地方最低賃金審議会第 2 回総会において了承された審議会等の公開・非公開を決定するに際し尊重するもので、平成 28 年 6 月 16 日、平成 29 年 6 月 19 日及び令和 5 年 7 月 3 日に修正されている。

1 次に掲げる審議が行われる審議会は、原則非公開とする。

- (1) 具体的な金額を議論する審議
- (2) 個人等からの意見聴取を含む審議
- (3) 運営に関する事項を含む審議
- (4) その他公開することによって率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある審議

2 個別の審議会等の具体的取扱い

(1) 長野地方最低賃金審議会（総会）について

公開とする。ただし、最低賃金の決定等について審議会の意見（答申）に対しての異議の申出に關しての審議会（最賃法第 11 条第 3 項 異議審）は金額審議を含む審議のため非公開とする。

(2) 長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会について

第 1 回部会は公開とし、第 2 回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(3) 運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会について

公開することによって率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。

3 報道機関への広報等について

(1) 事前に報道機関へ公表するもの

長野県最低賃金の改正諮問が行われる総会の開催。

長野県最低賃金の金額採決（答申）の総会の開催。

(2) 事後に報道機関へ公表するもの

ア 長野県最低賃金、特定最低賃金の諮問。

イ 長野県最低賃金、特定最低賃金の答申。

(3) 公表方法

報道機関へのメール送信（投げ込み）を原則とする。

4 その他の留意点

- (1) 金額の採決を行う総会において、会長が専門部会における労使双方の主張の要旨の説明を行う。
- (2) 非公開審議会等であっても、開催日時、場所、議事要旨については公開するものとする。
- (3) 会議途中からの公開又は非公開は、行わないものとする。